

令和7年度富山県訪問看護ステーション暴力・ハラスメント対策事業費補助金 募集要項

1 目的

訪問看護ステーション（以下、「事業所」という。）に対し、セキュリティ確保に必要な防犯機器の整備を支援することにより、訪問看護師等が不安なく業務に臨むことができる環境の整備と暴力・ハラスメントを原因とした離職防止を図ることを目的とする。

2 補助概要

(1) 補助対象事業者

以下に掲げる要件を満たす事業所

- ・富山県内において介護保険サービスを提供する指定訪問看護事業者であること

(2) 補助対象経費、補助基準額、補助金額：下記表のとおり

補助対象経費	補助基準額	補助金額
防犯機器（位置検索機能・緊急呼び出し機能付防犯ブザー、防犯ボタン付き携帯電話など）の初年度整備にかかる次の経費 ・本体及び AC アダプター等充電器の購入費用 ・レンタルによる初期登録及び加入料金	訪問看護師等（訪問業務にあたっている准看護師、リハビリ職員含む）1人につき 12,000 円	対象経費の実支出額と基準額とを比較していずれか低い方の額に 1/2 を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

(留意事項)

ア 以下の（ア）から（キ）までの経費はこの補助金の対象外とする。

（ア）他の補助金の交付を受けている又は受けることを予定しているもの

（イ）消費税及び地方消費税

（ウ）位置検索機能・緊急呼び出し機能のない防犯ブザー、または防犯ボタンのついていない携帯電話及びスマートフォン

（エ）基本料金及び月額料金、オペレーター対応、かけつけ料金等のランニングコスト

（オ）レンタル時の紛失、破損等による負担金

（カ）画面保護フィルムやストラップなどのアクセサリ類

（キ）その他事業の目的に照らし適当と認められないもの

(3) 申請手続き

この補助金の申請を希望する補助対象事業者は、次の書類を作成のうえ、期日までに提出すること。

① 提出書類

ア 交付申請書（規則様式第1号）

イ 実施計画書（交付要綱様式第1号）及び別表1（事業実施計画）、別紙1（事業経

費内訳書)

ウ 事業計画書 (交付要綱様式第2号) 及び別紙2 (事業内容)

エ 収支予算書 (交付要綱様式第3号)

オ 見積書

カ その他参考書類 (防犯機器の機能が分かるパンフレット類の写し)

キ 機関情報

② 提出方法 郵送 (11月7日消印有効)

③ 申請受付期間等

申請受付期間	事業実施期間
令和7年9月25日(木) から 令和7年11月7日(金) まで	<u>交付決定以降</u>

③ 提出先(問合せ先)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県厚生部高齢福祉課地域包括ケア推進係

TEL: 076-444-3205 FAX: 076-444-3492

⑤ 申請に関する留意事項

ア 申請書類の作成費等、当該申請に係る経費はすべて申請者の負担とする。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 交付決定前に契約(購入)された経費については、補助対象外とする。

3 今後の流れ

① 事業完了後、令和8年2月1日から令和8年2月27日の間に実績報告書等、次の書類を作成のうえ、提出すること。

ア 実績報告書 (交付要綱様式第16号) 及び別表2 (事業実績)

イ 事業実績書 (交付要綱様式第17号) 及び別紙3 (事業内容)、別紙4 (事業経費内訳清算書)

ウ 支払いを証する資料

エ 収支決算書 (交付要綱様式第18号)

② 県において、提出された実績報告書等を検査後、補助金の額を確定のうえ補助金を交付する。

4 その他留意事項

① 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合は、消費税及び特別消費税に係る仕入控除額報告書により知事に報告しなければならない。

② 初年度整備に係る経費補助であり、増員があった場合を除き申請した翌年度以降は補助対象事業者から外れること、およびランニングコスト等は対象外経費であること等を充分考慮の上、申請台数を決定すること。

③ 富山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱及び富山県訪問看護ステーション暴力・ハラスメント対策事業実施要綱についても確認すること。